

別記（第5条関係別記）

※ ボランティア保険の対象となる活動（府社協「ボランティア保険のご案内」より抜粋）

- ① 日本国内における、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する目的をもって取り組まれる活動
- ② 所属ボランティア活動団体の会則に則り企画・立案された活動及び社会福祉協議会に届け出た活動、あるいは社会福祉協議会の委嘱を受けた活動
- ③ 無償の活動
（交通費、食事代等費用弁償程度の支給は無償の範囲に含む。）

(注) 1 活動のための学習会、研修会、会議や、活動場所への通常の経路による往復途上も含む。

(注) 2 宿泊を伴う活動も対象とする。

(注) 3 被保険者が加入したボランティア団体の別団体でも活動も、上記を満たす活動の場合には対象とする。

令和2年4月1日現在